

1. - (2) 令和6年度事業計画及び収支予算の件

令和6年度 事業計画

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

基本方針

令和6年の元日に能登半島沖で発生した最大震度7、マグニチュード7.6の大地震は多くの人的、物的被害をもたらしたが、依然として道路、港湾、上下水道等のインフラ施設に与えたダメージの復旧は続けられており、被害の影響は相当長期間に及ぶものと予想されている。そのような中で、当協会会員を含む物流事業者も、緊急物資輸送、支援物資の仕分けその他の災害支援活動等に懸命に取り組んだ。必要な物資が届かない現実、日ごろ当たり前のように思われている円滑な物資輸送の重要性に係る国民の認識を因らざるも高めることとなり、物流事業者としてもその使命の重要性を再確認することとなった。

さて、平成元年12月以来猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日をもって我が国感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類へと移行し、社会経済活動においてようやく「日常」を取り戻すこととなった。海外との人の往来もおおむね回復し、コロナ禍は一定の落ち着きを見せている。

一方で、世界の地政学的リスクはますます高まりを見せ、危険な領域に達していると言える。令和4年2月のロシアのウクライナ侵攻により始まったウクライナ戦争は、令和6年になってもその終息への道のは見え、世界的な資源・エネルギー、原材料、食糧等の価格の高騰は続くものと予想される。それに加えて、令和5年10月7日のハマスによるイスラエルへの越境攻撃に端を発するイスラエルとパレスチナの紛争も、周辺各国の武装勢力を巻き込んで益々混迷の度を深めている。特にイエメンのフーシ派による紅海・アデン湾を航行する民間商船に対する攻撃はスエズ運河の通航を困難にしており、喜望峰回りによる迂回に伴う所要日数の増加、運賃の高騰、船腹の確保難等の問題は当面解決が見込まれず、今後は、特にアジア発の貨物に係るコンテナ不足、スペース不足の懸念も高まる。このほか、中台間の緊張、朝鮮半島情勢等の東アジアの地政学的リスクも確実に高くなってきている。我が国物流事業者においても、日頃からこのようなリスクに対する危機管理対応の検討が一段と重要となっている。

さらに、国際的にカーボンニュートラル等の地球温暖化防止対策への関心がますます高まる中、令和年1月1日には、EU域内における排出権取引制度（EU-ETS）の海運セクターへの適用も始まった。EU域内の港を利用する船舶の船主等はCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量に応じた排出権を購入する必要がある、段階的に規制が拡大されていくことになっている。また、渇水によるパナマ運河の通航規制も予断を許さない。このほかにも地球温暖化防止対策の各種規制は世界的に強化されてきており、物流分野においても、いまやこの問題は事業を継続する上で避けて通れない課題となっている。

このような政治的、社会的状況を踏まえて、令和 6 年の世界経済について世界通貨基金 (IMF) では、本年 4 月に発表した最新の世界経済見通しにおいて、世界の経済成長率 (実質 GDP 伸び率) を前年同率の 3.2%と見込んでいる。米国の好況、コロナ禍に対する予想以上の強靱性等から本年 1 月時点より上方修正されているが、引き続きインフレの状況や米国の大統領選挙や中国の経済政策の動向等の影響因子を注視する必要がある。

他方、我が国経済については、令和 6 年度の政府経済見通しにおいては 1.3%、IMF の令和 6 年の経済見通しでは 0.9%と、先進国・地域の中でも低めの見通しが続いている。しかし、世界的に物やサービスの価格が上がるとともに円安基調が続き物価の上昇が見込まれている中、価格の転嫁や賃金の増額が政府においても大きな課題となっている。

また、物流分野では、3 月末にトラックドライバーの労働時間規制の猶予期限を迎え、ドライバー不足に起因する輸送障害 (いわゆる「2024 年問題」) が懸念されている。このため政府を挙げてこの問題に取り組むこととなり、昨年度には「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が設置され、「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ」が決定された。その中で、この問題にかかる業界・分野別の自主行動計画の作成・公表が求められており、当協会においても昨年 12 月に「自主行動計画」を作成しホームページ等で公表した。その後、政府は、これらの政策パッケージの実現を目指し、令和 6 年 2 月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法律は令和 6 年 4 月に成立した。今後、物流事業者のみならず荷主も含めた規制的措置の導入が進められることとなる。

近年物流業界においても、DX の取り組みが拡大されてきており、国際フレイトフォワードャー業界に関わる分野においても、サイバーポートの運用拡大、第 7 次 NACCS 更改の内容の決定、CONPAS の適用対象港湾の拡大等の動きがあり、さらに政府内で法整備の検討が進められている「電子 BL」の開発・普及についても今後の展開が見込まれている。

このような情勢の中、当協会会員による令和 5 年度の輸出入取扱貨物量は、前年同期比 6.2%減の 1 億 1,565 万トンとなっており、また、物流業界全体が厳しい状況の中ではあるが、当協会会員数は、令和 5 年度末で正会員対前年度末 11 社増の 530 社、賛助会員対前年度末同数の 27 社・団体、合計 557 社・団体と着実に増加している。

以上のような事情を踏まえて、当協会は、令和 6 年度においては、国内外の関係官庁や関係団体等との情報交換、連携を強め、会員各社が的確に事業を実施し、かつ、変化するニーズや環境に適切に対応し、より良いサービスを提供できるよう、各種セミナー、講習会等の会員の能力の向上に資する事業、事業の安全や事業環境の改善に資する事業、国際情勢をはじめとする関連する情報を収集し会員等へ提供する事業等を実施し、国際フレイトフォワーディング業界の健全な育成、会員相互の利益と地位の向上を図り、もって国際物流の発展に寄与することとする。

以上の方針の下に、次のような事業活動を推進していくものとする。

主たる事業

1. 国際複合一貫輸送における外航利用運送事業及びそれらの関連事業に関する調査、研究
2. 国際利用運送事業等に関する国際機関、関係諸官庁、業界団体等との連絡、協議及び調整
3. 国際利用運送事業等における情報化対応策の推進
4. 国際利用運送事業等に関する統計等の整備、分析
5. 国際利用運送事業等に関する啓蒙、広報
6. 上記事業を行うために必要な研修会、講演会等の開催(リモート開催を含む。)

各委員会の活動計画は、以下のとおりである。

政策委員会

1. 協会の活動方針及び事業計画の検討
2. 各委員会活動への助言と調整
3. 重要な政策事項の審議

総務委員会

1. 協会財政の健全且つ円滑な運営の推進
2. 協会の予算案及び決算案の策定
3. 協会の事業報告、事業計画の検討
4. 通常総会（東京）の開催
5. 協会活動に関する地方会員への報告会を九州/中国・関西・中京・その他地区で開催
6. CSR 活動の継続（セミナーの開催等）
7. 協会組織拡充の検討（新規加入の促進、新規会員への対応等）
8. 定款その他規定等の遵守に関する審査等

法務委員会

1. 法務委員会発刊物の改定の検討
2. 「フォワーダーのための Q&A 改訂版」（仮題）の発刊
3. 「JIFFA 運送約款基礎講座」e-ラーニング開催
4. 運送約款・関連法規・判例等の研究と啓発活動
 - a) 「フォワーダーのための Q & A」の JIFFA NEWS への寄稿
 - b) その他案件に対処
5. 各種研修会やセミナー開催と講師派遣

6. 会員からの問合せへの対応

- ・ 貨物事故などのクレーム処理などに関する会員からの相談に応じる。

広報委員会

1. 協会機関紙“JIFFA NEWS”の隔月定期発行
2. 英文報告書“JIFFA REPORT”年2回の発行
3. 研修会開催の検討・実施
4. 「JIFFA ホームページ」の更新
5. 児童を対象とした「物流見学会」開催の検討・実施

教育委員会

1. 「国際複合輸送士資格認定講座」を東京と名古屋で開催
 - a) 認定試験の実施
 - b) 審査委員会の開催
 - c) 講座内容の検討及び講師の選定
2. 新入社員研修会の開催
3. 中堅社員研修会の開催
4. 国際複合輸送業務集中講座を九州（博多）で開催
5. 海外駐在員のための研修会開催の検討
6. 国際複合輸送業務集中講座の地方での開催検討

語学研修委員会

1. 「実用英語通信文講座」の開催
 - a) 修了試験の実施
 - b) 審査委員会の開催
 - c) 成績優良者証授与式の開催
 - d) 関連するセミナー（対面式・オンライン）の開催検討
2. 「中国語講座」の開催
 - a) 修了試験の実施
 - b) 審査委員会の開催
 - c) 成績優良者証授与式の開催
3. アセアン言語 セミナーの開催
4. 「英語によるプレゼンテーション」「ネイティブ英語講座」の開催の検討
5. 各種語学開催、研修会、およびオンライン形式での検討

フォワードینگ委員会

1. JIFFA MT B/L、JIFFA Waybill 及び JIFFA FCR の普及
2. 海外物流事情調査(令和 6 年度は国際交流員会主催)
3. JIFFA 会員からの複合輸送実績統計の取得、分析、会員へ発表
4. 物流セミナー開催
5. 国内外の物流情報の取得
6. 関係各官庁、業界団体等との連絡・協議・調整

国際交流委員会

1. 海外物流事情調査の実施
2. 海外関係諸機関及び諸団体との交流の促進
3. セミナーの開催

情報委員会

1. 国際物流業界における IT 推進動向に関する情報収集と研究
2. eB/L に関する予測的な実務面からの情報収集と研究
3. 第 7 次 NACCS 対応
4. サイバーポート取り組みへの対応
5. IT に関連した講座・研修会開催の検討
6. 関係各官庁等との連絡・協議・調整
7. JIFFA としての IT 活用の検討

主な対外活動

以下の会議等に参加の予定。

1. 内閣官房・国土交通省 港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会・推進 WG
2. 国土交通省 海外港湾プロジェクト協議会
3. 国土交通省 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議
4. 国土交通省 新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会
5. 農林水産省 農林水産物等輸出促進全国協議会
6. 国際商業会議所 日本委員会 理事会
7. 国連 CEFACT 日本委員会
8. 日本物流団体連合会 理事会、基本政策委員会、国際業務委員会
9. FIATA 世界大会、本部会議、アジアパシフィック地域会議
10. 法務省 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会

その他、政府または国際物流に関連する諸団体から要請のあった会議等で、当協会の目的に沿い、かつ必要と判断されるもの。